

# 南山城小学校等電話交換設備賃貸借業務 仕様書

相楽東部広域連合（以下「甲」という。）が発注する南山城小学校等の電話交換設備の構築・保守に係る賃貸借業務について、受注者（以下「乙」という。）が実施すべき事項は、次のとおりとする。

## 第1章 総則

### 1. 業務名

南山城小学校等電話交換設備賃貸借業務（以下「本業務」という。）

### 2. 対象施設

相楽東部広域連合立南山城小学校	南山城村大字北大河原小字中谷12番地26号
南山城村立南山城保育園	南山城村大字北大河原小字中谷12番地52号
南山城村保健福祉センター	南山城村大字北大河原小字大稲葉4番地10号

### 3. 本業務の概要

- (1) 電話交換設備等の構築により、下記の事を行う。
  - ①外線発着信通話
  - ②内線相互通話
  - ③その他の電話通信業務
  - ④発注者からの別途注文作業（有償）への対応
- (2) 電話交換設備等の保守により、下記の事を行う。
  - ①交換機本体及び付帯装置（電話装置・配線を除く）の定期点検
  - ②故障受付、現地故障切分け、現地修理
  - ③遠隔地より、設定変更、故障情報の確認

### 4. 電話交換機等の賃貸借期間

2019年(平成31年)3月1日から2026年2月28日まで。  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

### 5. 納入期日

平成31年3月1日から、交換機及び電話端末が正常に利用できること。

### 6. 使用料

第3章、第4章、第5章に掲げる電話交換機等及び機器の使用料とし、長期継続契約期間における月々の使用料は同額とする。なお、使用料には機器の取付け、配線工事、保守作業等を含むものとする。

また、使用の開始日又は使用の終了日が月の中途である場合、その月の使用料は当該月の日数を分母として、日割り計算で支払うものとする。

### 7. 落札後の打ち合わせ

乙は落札後速やかに、甲の指示に従い甲と仕様の細部について打合せを行うものとする。

#### 8. 提出書類

乙は、次に掲げる書類を別途指定の期日までに、甲に提出する。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 着工届            | 1部 |
| (2) 工程表            | 1部 |
| (3) 作業責任者届         | 1部 |
| (4) 完成届            | 1部 |
| (5) 完成図面           | 2部 |
| (6) 完成写真（作業前後）     | 1部 |
| (7) 試験成績表          | 1部 |
| (8) その他発注者が必要とする書類 |    |

#### 9. 乙の業務

本業務において、仕様書に明記されていない事項についても、業務の性質上当然必要を認められるものは、甲乙協議の上、施工しなければならない。

#### 10. 構築保守業務の再委託

乙が構築保守業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとする。

#### 11. 試験と操作説明

機器据付工事の調整完了後、総合試験と操作説明を行うものとする。

#### 12. 検査及び検収

甲が行う検査に合格したことをもって検収とする。

#### 13. 申請手続

本業務の施工、完成に伴う電気通信業者への申請手続きは、乙が代行する。

#### 14. 事故や災害

本業務の遂行中の事故や災害については、その責任はすべて乙において処理する。

#### 15. 疑義の解釈

- (1) 本仕様書は、設備の概要について述べたものであり、設備構成上当然と認められるものについては、乙の責任においてこれを行うこと。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、乙は速やかに甲と文書で協議のうえ決定することとし、乙の一方的な解釈によってはならない。
- (3) 本仕様書に明記してある事項で、設備の構成上及び運営上支障のない範囲で行う変更は文書で甲乙協議のうえ施工すること。

## 16. 守秘義務

乙及び乙の従業員である者又はあつた者は、本業務にあたり、甲及び対象施設に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

## 17. 既存設備の処分について

既設電話交換設備等については、撤去後、リース会社の指定する場所に返納すること。また、その他の産業廃棄物については法令等に準拠した手順により適切・確実に処理を行うこと。

## 18. その他

電話交換機等設備の工事は、本仕様書の他、「電気通信設備工事共通仕様書」「電気設備技術基準」「内線規程」他、電気通信事業法及び総務省令に定める技術基準に基づいて施工すること。また、この仕様書に定めのない事項について、必要があるときは発注者受注者協議の上、文書にて取り決めるものとする。

## 第2章 施工の仕様

### 1. 基本仕様

- (1) 本仕様書に定める機器の施工等にあたっては、関係法令及び条例・規則等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に使用する機器材及び、ケーブル等工事材料は、乙の責任において品質保証できる信頼性の高いものを使用することとする。
- (3) 機器据付及びケーブル配線工事等にあたっては、搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全対策及び建物に養生を行い、施工することとする。
- (4) 電話交換設備の設置、運用の開始にあたっては、その施工方法及び施工日時について、事前に甲の承認を受けたのち実施すること。
- (5) 施工等は、原則業務時間外に実施すること。

ただし、業務に支障を及ぼさない作業については、甲の事前承認を受けた場合に限り、業務時間帯でも作業可能とする。

業務時間外とは、業務時間帯（平日の午前8時30分～午後5時15分）以外とする。

- (6) 構築期間中に当工事が原因で発生した故障については、乙が責任をもって回復に努めること。

### 2. 施工範囲

#### (1) 乙が実施する工事及び保守作業

- ① 第3章、第4章、第5章に示す装置類の取付け、配線工事、保守作業
- ② 電話交換設備用主配線盤工事
- ③ 電話交換設備に必要なケーブル敷設工事
- ④ 電話装置までの配線敷設及び整理工事
- ⑤ 電話装置の取付工事
- ⑥ その他、電話交換設備に関係する一切の付帯工事
- ⑦ 雷害対策機器の設置、アース配線敷設

### 第3章 設備仕様

#### 1. 電話交換機等設備仕様

- (1) 現用交換機 NTT西日本製EP18(Ⅱ)と同等の機能を有する後継製品である、NTT西日本製 EP74H とする。
- (2) 電話機1回線あたりの標準発着呼量としての、トラフィック条件は6HCS以上であること。
- (3) 制御方式は、蓄積プログラム制御方式であること。
- (4) 環境条件は、周囲温度が0~40℃、湿度が10~90%(結露なきこと)であること。
- (5) 交換機は簡単にユニット増設が可能であること。
- (6) 内線電話機として、アナログ電話機、FAX(G3)、デジタル多機能電話機、カールコードレスデジタル多機能電話機、構内PHS電話機(携帯型)が収容できること。  
また、構内PHS電話機(卓上型)の収容が可能であること。
- (7) 電話回線にアナログ回線、ISDN回線、ひかり電話回線(西日本電信電話株式会社)の利用が可能であること。
- (8) 個別着信方式、追加ダイヤルイン方式、PBXダイヤルイン方式の使用が可能なこと。
- (9) ダイヤル信号種別は、DP10PPS, DP20PPS, PB信号が使用できること。
- (10) 交換機本体、収容パッケージの導入物品については全て新品とし、既設物品、中古物品を含まないこと。
- (11) デジタル多機能電話機は、新品と交換すること。
- (12) カールコードレスデジタル多機能電話機は、新品と交換すること。
- (12) アナログ単体電話機は、既設利用とすること。
- (13) 一部FAX装置は新品と交換すること。
- (14) 不足分は新品を用意すること。
- (15) 運用モード切替は次のとおりできること。
  - ① 指定された多機能ボタン付電話装置の操作により、切り替えられること。
  - ② 複数の切り替えグループが、個々に切り替えられること。
- (16) 外線発信時は、内線毎に指定の回線を捕捉発信できること。
- (17) 保留、転送機能を利用できること。
- (18) ピックアップ機能を利用できること。
- (19) 不在転送機能を利用できること。
- (20) 固定短縮ダイヤル、可変短縮ダイヤル機能を利用できること。
- (21) 停電時は、内蔵蓄電池にて3時間以上の電話交換設備の運用が継続できること。
- (22) 電話交換機等の装置架等の設置物は、転倒防止の対策を実施すること。
- (23) 電話交換設備のデータの収集、故障状態が遠隔からも確認できること。
- (24) 電話交換設備に収容する組織毎の通話料金を把握できること。
- (25) 電話交換機の更改に合わせた電話番号、回線構成の変更に対応すること。  
また、必要な事務処理等、関連する業者との調整を行うこと。  
電話回線はNTT西日本の加入電話およびINSネット64回線を流用すること。
- (26) 電話交換設備(PBX)の回線容量は最大288ポート以上であること。
- (27) 端末機器の配線は基本的に流用とするが、不足している場合は新たに敷設すること。

(28)天井埋め込み設置しているコードレス基地局は、同様に天井に埋め込むこと。

## 2. 多機能ボタン付電話装置仕様

- (1) 電話交換機からの給電にて動作すること。
- (2) ナンバーディスプレイ対応であること。
- (3) 12個以上の多機能ボタンがあること。

## 3. 故障時対応多機能ボタン付電話装置仕様

- (1) 構内交換機等の電源断時、自動的に直通電話に切替わる機能を有すること。
- (2) アナログ回線、ISDN回線を救済できること。
- (3) 24個以上の多機能ボタンがあること。

## 4. FAX仕様

- (1) NTT製FAX「L-320」以上の性能を有すること。
- (2) 普通紙での送受信ができること。送信A3、受信A4対応できること。
- (3) 受信B4サイズに対応できる拡張機能を有すること。
- (4) 連続プリント速度が18枚/分以上であること。
- (5) 宛先表に500件登録できること。また最大2000件まで拡張できる機能を有すること。
- (6) 受話器を有すること。

## 5. カールコードレスデジタル多機能電話装置仕様

- (1) 電話交換機からの給電にて動作すること。
- (2) ナンバーディスプレイ対応であること。
- (3) 24個以上の多機能ボタンがあること。

## 6. 収容回線数およびシステム容量

以下の表に示す数量以上を満足すること。

回線種別		項目	利用数	収容可能数	予備 スロット
外線	アナログ回線	故障時直通用	3回線	4回線	5以上の空きス ロットを確保す ること
	INS ネット64回線	故障時直通回線あり	4回線	8回線	
内線	多機能ボタン付電話収容		21台	40台	
	故障時対応多機能電話収容（アナログ）		3台		
	故障時対応多機能電話収容（INS）		4台		
	カールコードレス多機能電話収容		4台		
		一般電話収容	13台	16台	

## 7. 電話装置数

以下に示す数量以上を満足すること。

- (1) 多機能ボタン付電話装置（12ボタン）…21台
- (2) カールコードレスデジタル多機能電話装置（24ボタン）…4台
- (3) システムコードレス（CS）…7台（壁掛4）
- (4) システムコードレス（PHS）…7台
- (5) 故障時対応多機能ボタン付電話装置（アナログ）…3台
- (6) 故障時対応多機能ボタン付電話装置（INS）…4台
- (7) 一般電話装置…1台
- (8) アナログFAX…8台（更改3台）
- (9) 留守応答装置…3台
- (10) リモート保守用モデム…1台

#### 第4章 電話交換設備の保守、作業仕様

##### 1. 保守体制

- (1) 保守期間は引き渡し後7年間とすること。
- (2) 故障・問合せの受付窓口は24時間365日対応とすること。
- (3) 現地修理時間は平日9時～17時とすること。但し、この時間の範囲外であっても甲より依頼の場合は有償で対応可能とすること。
- (4) 故障申告後、60分以内に到着し故障復旧作業が行える場所に保守拠点があること。

##### 2. 保守対象設備

- (1) 本業務にて納品した機器設備。ただし、例外事項は除く。
- (2) 本業務にて施工した配線設備。

##### 3. 保守対象作業

- (1) 機器の修理、交換が必要な場合は、速やかに代替機と交換し現状復帰を行うこと。
- (2) 年2回の定期点検を行うこと。
- (3) 法定点検に伴う停電時の対応を行うこと。
- (4) 交換機本体の蓄電池は、定期点検時に状況を報告し、必要な際には無償で交換すること。

##### 4. 保守費用

- (1) 保守対象設備についての故障切分作業、故障品の修理、交換にかかる費用は保守の範囲とする。但し、例外事項については事実発生時に甲乙協議の上、実費にて対応を行うこと。
- (2) なお保守対象設備は、検収日の翌日から1年間、甲の責任に帰す以外の故障は、乙の責任において無償で修理する。

##### 5. 保守例外事項

- (1) 次の既設設備に対する保守は対象外とする。但し、対象外であっても発注者より改修の要請がある場合は、実費にて対応すること。

なお、作業費は別紙1-1を上限とし、発注者受注者協議のうえ設定する。

- ①平日9時～17時以外の故障修理

- ②既設配線、ケーブルおよびコネクタ
- ③多機能電話機（標準、停電対応含む）
- ④P H S子機
- ⑤F A X
- ⑥自動応答装置
- ⑦雷対策機器

6. 電話機の移転、増設等の作業（有償）

- (1) 発注者の指示内容に従い、内線の移転、増設、撤去、データ変更等の作業を行うこと。
- (2) 発注者の指示内容に従い、外線の追加、廃止、交換機データ変更の作業を行うこと。また、外線の開通については申請及び開通までの現地対応など、回線提供会社や関連部門との調整を発注者の代行として実施すること。
- (3) 内線電話機の増減設、移転等の作業費は、発注者受注者協議のうえ決定する。